

**令和6年度 児童手当 認定請求書の手引き**  
**(制度改正前に認定請求が却下された方・受給資格が消滅した方用)**

○ 児童手当については、令和6年10月から、①所得制限を撤廃する、②支給期間を高校生年代まで延長する、③第3子以降の支給額を月3万円とする、④支払月を隔月(偶数月)の年6回とする、抜本的拡充を行います。

この制度改正により、児童手当の支給対象が拡大されますので、令和6年9月30日までに認定請求が却下された方又は受給資格が却下・消滅した方はご注意ください。

○ この手引きは、今回同封された児童手当認定請求却下通知書・認定資格消滅通知書により、児童手当及び特例給付の支給を受けられなくなった方が、令和6年10月以降改めて児童手当の支給認定を受けていただくために必要な請求書です。

○ この手引きに沿って、令和6年10月時点における児童の養育状況の見込みに基づき、別紙の請求書による認定請求をお願いします。

※ 認定請求にあたり、添付書類が必要となる場合がありますのでご注意ください。

○ 児童のご兄弟がいる場合に依じて記載の内容が異なりますので、以下の表のア～エに依じて記載が必要な項目をご確認の上、別紙の請求書に必要事項を記載してください。

○別紙の請求書の記載が必要な方と項目について

| 記載が必要な方<br>(令和6年10 月時点における児童の養育状況の見込みに基づき記載してください。) | 記載が必要な項目 |
|-----------------------------------------------------|----------|
| ア 中学生以下の児童(※1)のみを養育している方(ウに該当する方は除く。)               | ①のみ      |
| イ 中学生以下の児童(※1)と高校生年代の児童(※2)を養育している方(エに該当する方は除く。)    | ①、②      |
| ウ 中学生以下の児童(※1)のみを養育しており、児童に兄弟等(※3)がいる方              | ①、③      |
| エ 中学生以下の児童(※1)と高校生年代の児童(※2)を養育しており、児童に兄弟等(※3)がいる方   | ①、②、③    |

(※1)「中学生以下の児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいいます。

(※2)「高校生年代の児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある児童をいいます。

(※3)「兄弟等」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間に生まれた子)をいいます。

## <①令和6年6月時点から児童の養育状況に変更がない方>

対象: 令和6年10月時点における児童の養育状況の見込みが、令和6年6月時点における児童の養育状況から変更がない方

○ ①の欄に住所、氏名、生年月日を記載してください。その他の情報については京丹波町で把握している情報に基づき、児童手当の認定請求を受け付けますので、そのままご提出ください。

※ 必要に応じ、自治体から追加で書類の提出を求める場合がございます。

※ 別紙の請求書を提出後、令和6年10月までに児童の養育状況について、状況に変更が生じた場合には、申立てが必要となりますのでご注意ください。

## <②支給対象となっていない児童がいる方>

対象: 令和6年10月時点で高校生年代の児童がいる方

○ ②の欄に高校生年代の児童の氏名、続柄、生年月日、監護の有無、生計関係、同居・別居の別、海外留学をしている場合の出国年月日を記載してください。

既に支給要件児童として認定を受けている児童については記載不要ですが、記載いただいても構いません。

## <③児童に兄弟等がいる方>

対象: 平成14年(2002年)4月1日から平成18年(2006年)3月31日までの間に生まれた子がいる方

○ ③の欄に対象の全ての子の氏名、続柄、生年月日、監護相当の有無、生計費負担の有無、同居・別居の別、海外留学をしている場合の出国年月日を記載してください。

○ 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合で児童の兄弟等と児童の合計が3人以上の場合は、別途、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

(用語)

- 児童 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- 父母等 児童が請求者自身の子である場合や請求者自身が児童の未成年後見人又は父母指定者である場合をいいます。
- 養育状況 監護の有無、生計関係、同居別居の別をいいます。
- 監護 児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っている、社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。
- 生計同一 父母等の場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合をいいます。
- 生計維持 児童が請求者自身の子でない場合で、請求者自身がその子の生計を維持している場合をいいます。
- 海外留学 日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで3年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が、教育を受けることを目的として外国に移住することをいいます。(日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内に限り、(児童の兄弟等の場合は4年)当該者が父母等と同居する場合を除きます。)
- 監護相当 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をいいます。
- 生計費の負担 父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。